

26川財契第11852号
平成27年3月17日

入札参加業者各位

川崎市財政局契約課長

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に伴う
競争入札における内訳書の取扱いについて（通知）

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号。以下、「入契法」という。）が改正され、ダンピング受注の防止等のための措置として、事業者は、入札の際に、入札金額にかかわらず、その金額の内訳を記載した書類を提出することとなりました。（入契法第12条）

この規定は、平成27年4月1日から施行することとされております。

つきましては、本市における入札金額の内訳を記載した書類（以下、「積算内訳書」という。）の提出に関する取扱いについて、次のとおりとしますので、お知らせします。

1 今後の取扱いについて

平成27年4月1日以降に公告、指名通知する工事請負契約の競争入札（再度入札も同じ）の際には、入札金額を問わずに、「積算内訳書」を添付しなければなりません。

「積算内訳書」の添付がない場合は、原則として当該入札者の入札を無効とします。

また、「積算内訳書」の記載が、次に掲げる場合に該当したときは、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とします。

- (1) 入札書の提出者名に誤記がある場合
- (2) 工事件名に誤記がある場合
- (3) 入札金額と積算内訳書の総額に著しい相違がある場合
- (4) その他積算内容に不備がある場合

2 添付方法

発注者が用意したエクセルファイルで作成の「積算内訳書」に必要事項を入力し、電子入札の「入札書」画面において、積算内訳書を添付してください。添付できるファイルはエクセル又はPDFのみとなります。

3 適用時期

平成27年4月1日以降に公告、指名通知する工事請負契約から適用します。

(財政局資産管理部契約課 担当)
電話200-2098